

太良町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

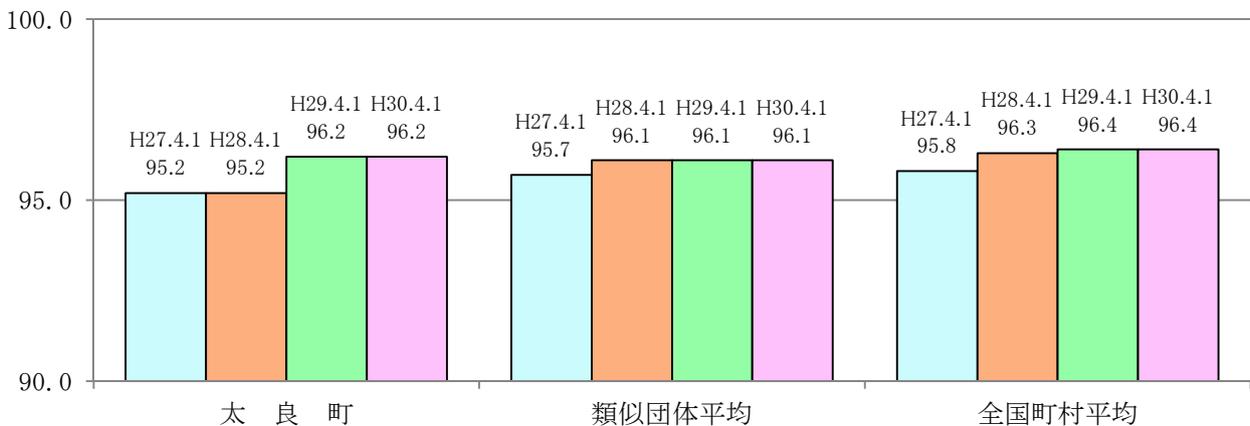
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	9,005 人	6,964,820 千円	124,839 千円	800,678 千円	11.5 %	12.3 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
29年度	85 人	302,496 千円	38,422 千円	119,350 千円	460,268 千円	5,415 千円	5,631 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合に

は、その理由)

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日
(内容) 一般行政職の給料表について、佐賀県人事院勧告の見直し内容を踏まえ、平均 0.2% 引下げ。激変緩和のため、2 年間 (平成 29 年 3 月 31 日まで) の経過措置 (現給保障) を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当の支給なし

③その他の見直し内容

その他の見直しなし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (30 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太良町	41.6 歳	307,634 円	347,395 円	332,747 円
佐賀県	42.4 歳	326,844 円	394,579 円	352,922 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.3 歳	301,998 円	347,512 円	332,402 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似団体	平均年齢	平均給与月額 (B)	
太良町	51.0 歳	1 人	297,300 円	351,000 円	310,300 円	—	—	—	—
うち自動車運転手	51.0 歳	1 人	297,300 円	351,000 円	310,300 円	自家用乗用 自動車運転者	62.0 歳	160,200 円	2.19
佐賀県	54.2 歳	103 人	324,521 円	365,987 円	338,344 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	51.3 歳	3 人	305,463 円	330,796 円	320,990 円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (30 年 4 月 1 日現在)

区分		太良町	佐賀県	国
一般行政職	大学卒	169,000 円	179,800 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	147,100 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	144,500 円	—
	中学卒	136,300 円	136,300 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（30年4月1日現在）

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	254,800 円	331,800 円	342,500 円	392,600 円
	高校卒	218,300 円	307,700 円	336,200 円	351,300 円

※技能労務職については、該当者が少ないので記載していません。

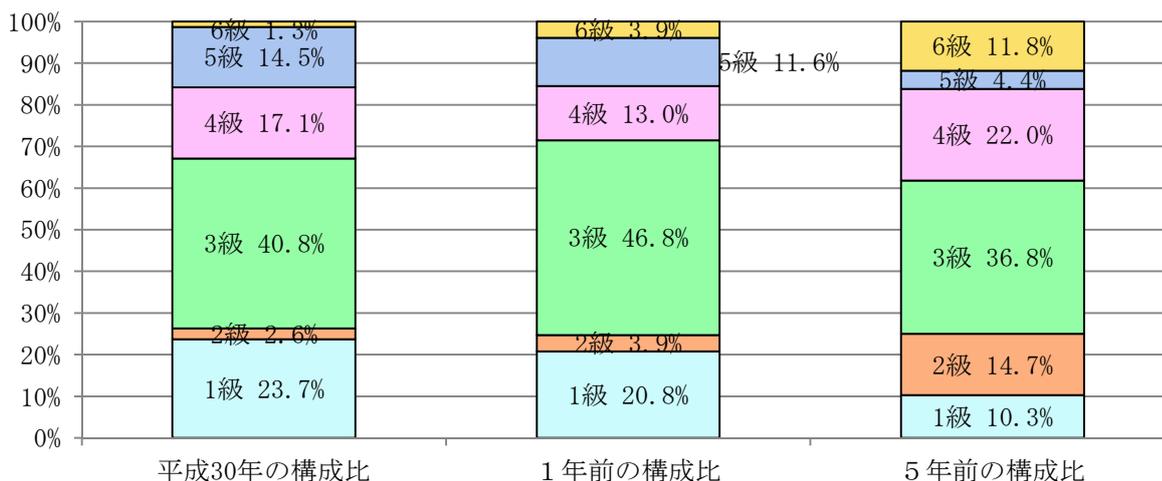
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	1人	1.3%	322,000 円	413,400 円
5級	課長	11人	14.5%	291,200 円	398,600 円
4級	係長・主査	13人	17.1%	264,400 円	389,700 円
3級	係長・主査	31人	40.8%	230,400 円	354,900 円
2級	主事	2人	2.6%	193,600 円	308,300 円
1級	主事	18人	23.7%	142,500 円	250,400 円

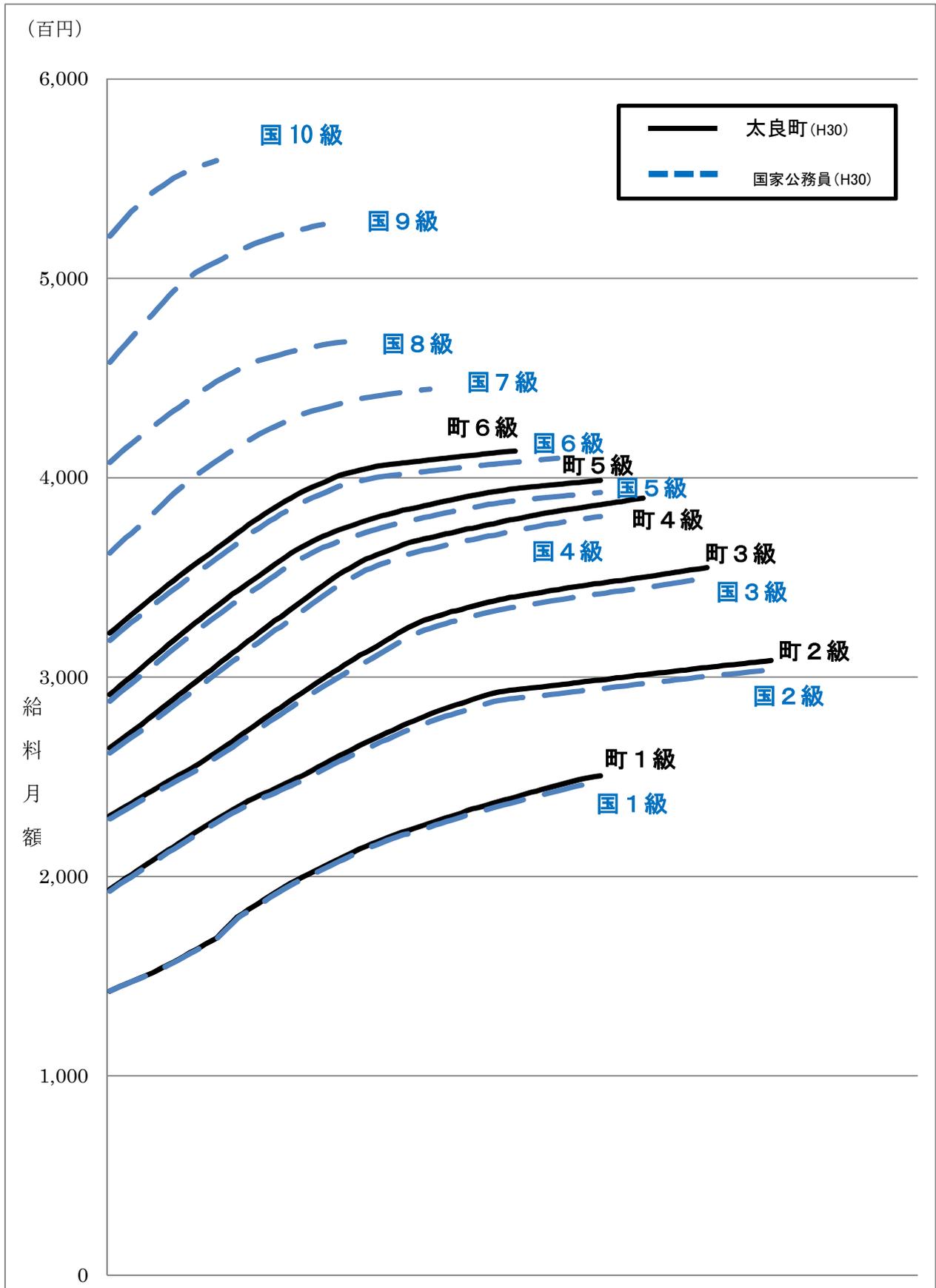
(注) 1 太良町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更している。(旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



昇 給 →

(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

太良町	佐賀県	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,479千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,671千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成 31 年度		平成 31 年度	

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

太良町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職の特例措置 2~20%加算)			(定年前早期退職の特例措置 2~45%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
0 千円 21,340 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	10,184 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	141 千円
支給実績（28年度決算）	13,064 千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	181 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(4) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 扶養親族1人につき 子 10,000円 父母等 6,500円 ※16歳から22歳までの子 1人につき 5,000円加算	同じ	—	14,986千円	267,600円
住居手当	借家・借間 支給限度額 27,000円	同じ	—	1,672千円	238,800円
通勤手当	交通機関利用者(電車・バス等) 55,000円まで全額支給 交通用具利用者(自動車等) 2,000円～31,600円 ※片道2km未満対象外	同じ	—	2,981千円	64,800円
管理職手当	定額支給	同じ	—	6,667千円	555,600円

5 特別職の報酬等の状況 (30年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	714,000円	(参考)類似団体における最高/最低額 820,000円/500,000円
	副町長	596,000円	678,000円/471,000円
報酬	議長	311,000円	400,000円/222,000円
	副議長	258,000円	314,000円/178,000円
	議員	243,000円	290,000円/148,000円
期末手当	町長 副町長	(29年度支給割合) 3.300月分	
	議長 副議長 議員	(29年度支給割合) 3.300月分	
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×在職年数×500/100	(1期の手当額) 14,280,000円
	副町長	給料月額×在職年数×294/100	7,008,960円
			(支給時期) 任期毎に支給 任期毎に支給

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

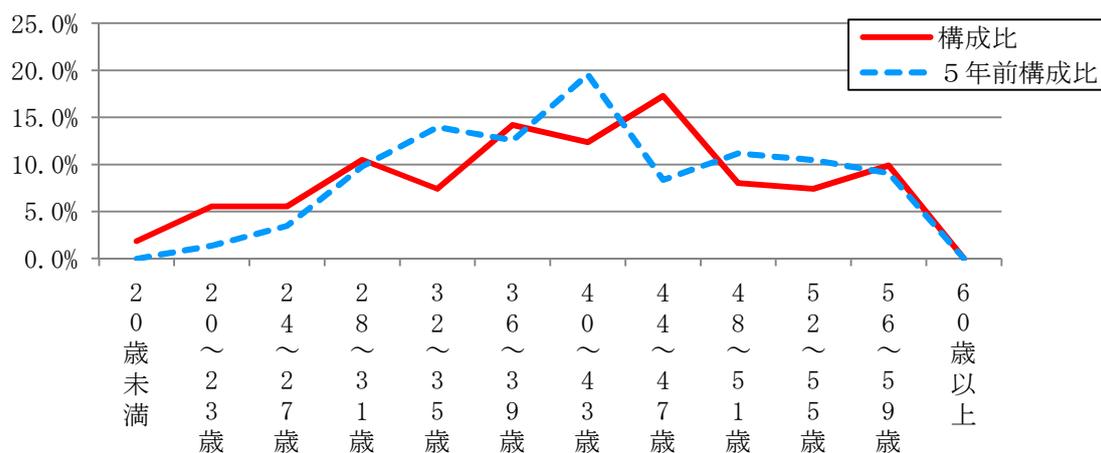
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成29年	平成30年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	復職による別部門への異動 滞納整理機構派遣
		議 総	26	25	-1	
		税 務	6	7	1	
		民 生	9	9	0	
		衛 生	9	9	0	
		労 働	0	0	0	
農林水産		13	13	0		
商 工		4	4	0		
土 木	6	6	0			
	計	75	75	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.29人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 129.82人)	
	教育部門	10	10	0		
	消防部門	0	0	0		
	小計	85	85	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 94.39人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 155.33人)	
公営企業等	会計部門	病 院	67	66	-1	業務の増（作業療法士）、欠員不補充（理学療法士）
		水 道	4	5	1	
		下 水 道	1	1	0	
		そ の 他	5	5	0	
	小計	77	77	0		
合計			162 [202]	162 [202]	0 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 179.90人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	9人	9人	17人	12人	23人	20人	28人	13人	12人	16人	0人	162人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	71	71	72	75	75	75	4 (5.6%)
教育	11	11	11	10	10	10	-1 (-9.1%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計	82	82	83	85	85	85	3 (3.7%)
公営企業等会計	62	61	67	75	77	77	15 (24.2%)
総合計	144	143	150	160	162	162	18 (12.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 1,054,915	千円 122,512	千円 626,094	% 59.4	% 55.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平 均一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
29年度	人 67	千円 198,509	千円 133,769	千円 70,368	千円 402,646	千円 6,010	千円 6,890

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、30年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（30年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
町立太良病院	37.0歳	246,901円	451,836円
市町村平均	40.5歳	325,529円	570,270円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当の合算額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

町立太良病院		太良町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（29年度） 1,050千円		1人当たり平均支給額（29年度） 1,479千円	
(29年度支給割合) 期末手当 3.80月分 (—)月分	勤勉手当 月分 (—)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

町立太良病院			太良町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (定年前早期退職の特例措置 2～20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職の特例措置 2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 2,166千円			1人当たり平均支給額 0千円		
			21,340千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		24,096 千円		
支給職員 1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		4,819,200 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		7.46%		
手当の種類 (手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
医師に対する 特殊勤務手当	医師	診療・役割業務	18,038 千円	院長・副院長 227,000 円/月

エ 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	11,101 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	166 千円
支給実績 (28年度決算)	13,118 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	205 千円

(注) 職員 1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
住居手当	借家・借間 支給限度額 27,000 円	同じ	—	3,042 千円	190,175 円
通勤手当	交通機関利用者(電車・バス等) 55,000 円まで全額支給 交通用具利用者(自動車等) 2,000 円～31,600 円 ※片道 2km 未満対象外	同じ	—	5,970 千円	124,381 円